

○八王子市住居表示審議会規則

昭和41年10月15日

規則第48号

改正 昭和43年7月13日規則第31号 昭和45年4月1日規則第17号
昭和50年9月11日規則第29号 昭和51年3月31日規則第26号
昭和52年4月25日規則第24号 平成5年9月30日規則第54号

(目的)

第1条 この規則は、八王子市住居表示に関する条例（昭和41年八王子市条例第30号）第5条第2項の規定により、八王子市住居表示審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、住居表示実施区域の町名及び丁目の設定並びにその名称、区域及び境界の決定等住居表示に関する重要事項の計画、調整その他住居表示の実施に関する調査審議を行なう。

(組織)

第3条 審議会は、委員19人以内をもつて組織し、次の各号に定めるところにより市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員及び職員 5人
- (2) 市議会議員 3人
- (3) 住居表示実施区域を代表する者 9人以内
- (4) その他市長が必要と認める者 2人

(審議会委員の委嘱の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、住居表示実施区域に居住する者がいない場合その他特別の事情により同条第3号の規定による委員を委嘱することができないときは、市長は、同号に掲げる者を除いて委員を委嘱することができる。

- 2 前項の規定により委員を委嘱する場合においては、前条第2号中「3人」とあるのは「5人以内」と、同条第4号中「2人」とあるのは「9人以内」と読み替えるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会は、委員の中から、会長及び副会長各1人を互選するものとする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録の調製)

第8条 会長は、会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

(諮問事項の答申)

第9条 諮問事項にかかる事項については、会長は、文書をもつて答申しなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年7月13日規則第31号)

この規則は、昭和43年7月13日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日規則第17号)

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年9月11日規則第29号)

この規則は、昭和50年9月11日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日規則第26号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月25日規則第24号)

この規則は、昭和52年4月27日から施行する。

附 則 (平成5年9月30日規則第54号)

この規則は、平成5年10月1日から施行する。